

児童虐待について

(第28回全養サ京都集会自主講座での講演記録)

(「保健室」No.82, 1999年7月号, p.46-63)

今日は、学校で虐待を受けている子をどう発見するか、発見したらどうしたらいいのか、その辺りのことを中心にお話したいと思います。虐待された子をどう治療するかなどに関しては、今日はとても話す時間がありませんし、その点については後ほど紹介する本をお読みになったらいいだろうと思います。

1. 児童虐待の定義

最初に、虐待の定義ですけれども、これこそいえる定義はまだありません。ここに、1994年に日本児童青年精神医学会が作った定義を掲げておきました。あまり引用されてはいませんが、私自身がこの定義作りの作業に参加しておりまして、できるだけ短く定義をすることで作りました。

子どもに親または養育者が身体的・精神的・性的な危害を加えたり、適切な保護(世話や医療)を与えなかったりすることで、反復持続することが多い。」

さらに、「虐待」を4つに分けています。身体的虐待」として、暴力により身体に損傷を生じさせること、「心理的虐待」としては、非難・拒絶・無視・脅迫・差別などにより、発達を妨げたり、情動障害を引き起こすこと、あるいはそのおそれの大きい状態。それから「性的虐待」として、性的ないたずらや性行為を強要すること。それから「養育の拒否・保護の怠慢」(ネグレクト)として、子どもの健康と発達に必要な衣食住の世話をしなかったり、病気や大きなケガのときに医療を受けさせなかったり、隠したりすること、このような定義を学会として作りました。

虐待という場合に、どうしてもぶつかる壁が親権です。民法には、親権者の親権の内容がいくつかの条文に渡って、「監護教育権」「財産管理権」「居所指定権」「懲戒権」というふうに分けて書かれています。その中の「懲戒権」をもとに、要するに親には、体罰を使ってでも懲戒する権利があるのだと言われたりします。

もしも親以外の方が子どもに村して暴力をふるったり、あるいは心理的虐待に相当するような非難を浴びせたりした場合には、刑法でそれぞれに該当する罪が規定されています。そして有罪判決を受ければ、その刑に服すということになります。ところが加害者が親の場合には、そういう刑法犯罪を問うということがためられるわけです。従来、子どもは親の所有物のように考えられてきましたし、今でもそういう考え方で子どもを育てている人もないわけではないですね。ですから保護者がそういう罪に問われるような内容のことをしても即、警察に突き出されたり告発されたりというようなことは普通はされません。親だからということで世間も大目に見たり、よその家の中のことだからとやかましく言わなかったりといふ雰囲気になるわけです。けれどもたとえ刑法犯罪として処罰されなくても、こういう内容のことを親がやれば、すべて「虐待」になります。例えば「傷害罪」「暴行罪」というのは「身体的虐待」の中身に相当しますし、「脅迫罪」「強要罪」とかは「心理的虐待」に相当します。それから「保護責任遺棄罪」は「ネグレクト」に相当する中身になります。「性的虐待」については、「加害者が保護者以外だと強制猥褻罪」あるいは「強姦罪」ということになります。

親権の「懲戒権」の乱用ですとか「居所指定権」(子どもがどこに居るべきかというのを指定する権利)の乱用は、「監護教育の権利義務の放棄」ということで「虐待」になるわけです。ところが親権の中に懲戒権というのがあるために、子どもが虐待を受けていても、すんなりそこに介入できないという状況があるわけです。

ついでに言いますと、親権者以外に懲戒権が法的に認められているのは学校の校長および教員です。しかしその場合でも体罰は禁止されています。学校教育法の第11条に、懲戒はできるけれども体罰を行なってはいけないとはっきり書かれています。それから児童福祉法の第47条では、もし子どもに親権者がいない場合には、児童福祉施設の長が親権代行者になるとあります。ですから、当然親権すべてを代行できるわけで、懲戒権も使えるということになりますし、親権者がいる場合でも親権の中の懲戒権と監護教育権、それだけは児童福祉施設の長が行使できるんですね。この場合は学校教育法のように体罰は禁止するとは書いてないので、現実問題として児童福祉施設で体罰あるいは虐待が行なわれていることがときどき問題になります。虐待を受けたために児童養護施設に措置されて入った子どもが、施設の中でまた虐待を受けるということが現実にあるのです。非常に痛ましいことです。このように虐待問題の場合、親権の中の、特に懲戒権をめぐる関係者と親との間がなかなか難しい関係になることがあります。

2. 虐待の特徴的な所見

1) 身体的虐待の場合の所見

次に、虐待の場合どういう状態が外から見えるのかということについて説明しようと思います。以下は、虐待や保護の怠慢に特徴的な所見ですが、所見があるからといって必ずしも虐待とは限りませんし、こういう所見がはっきりしないからといって虐待ではないということも必ずしも言えません。所見がたくさんあればあるほどますます強く虐待を疑うということになります。

a) 身体症状

まず身体的症状ですが、よくケガをするが原因がはっきりしなかったり、本人も親も原因をはっきり言わないという場合です。親に説明を求めると、曖昧な説明をしたり、矛盾する説明をしたりする。それを問い質すと説明が二転三転する。それから体中に新しい傷や古い傷、いろいろな時期の傷があって、手当てを十分に受けていない。この、いろいろな時期の傷が混在しているというのが虐待の場合の大きな特徴です。つまり繰り返し虐待を受けている、暴力を受けていることの証拠なわけです。

打撲傷を受けた場合 殴られたり、蹴られたりして、衣服の下にいろんな時期のあざがたくさんあつたりしますので、身体計測のようなときに保健室でとか、夏だったら水泳のときなどに学校で発見される場合があります。

火傷、熱傷を受けた場合 一番多いのはたばこの火を押しつけられるというものです。なかでも足の裏、掌、おしりがよくたばこの火を押しつけられる場所です。熱傷の場合の特徴は、例えば手を熱湯の中につけられたとすると、手首から先が手袋をはめたような形で熱傷になります。足だと靴下を履いたような形で熱傷になるというのが特徴です。そして、アイロンを当てられた場合にはアイロンの形の熱傷になります。

骨折の場合 一回転んだり落ちたりしたくらいでは起こりえないような骨折であるとか、骨折した

のではないかと病院へ担ぎ込んでレントゲンをとってみると、けがをした場所以外にも古い骨折の跡や自然に治癒した跡が発見されることがあります。このような場合は、虐待を強く疑うことになります。ですから虐待を疑った場合には全身のレントゲン撮影をするべきだといわれています。

裂傷、擦過傷の場合 ロープでくくられて手首、足首、首、胴体の擦り傷がある場合です。それから外性器に裂傷がある場合、性的な虐待が疑われます。

腹部の損傷 おなかを殴られたり蹴られたりして、腹壁に打撲傷があるとか、腸管が損傷を受けているとか、肝臓や脾臓など内臓が破裂しているとか、腎臓や膀胱が損傷を受けているなどがあります。

中枢神経系の損傷の場合 頭部の打撲では硬膜下血腫になつたりして中枢神経系の損傷を受けたり、目を殴られて網膜出血を起こしたりするなどがあります。もっと重篤な場合は意識障害や痙攣を起こすこともあります。

b) 精神・行動面の症状・特徴

精神・行動面の所見としては、無気力、無表情、無感動でどこかをじつとみているようすがあります。よく「凍りついた瞳」などと言われますが、非常に感情に乏しい目でじつとどこかを見つめているような表情です。それから消極的で否定的であったり、怯えて警戒的、用心深い、大人の顔色をうかがったり、落ち着きがなくおどおどしている、抑うつ的で落ち込んでいるというような精神機能にブレーキがかかった、押さえつけられた状態であったり、あるいは一見活動的と見えて、不従順であったり攻撃的であったり、頑固、怒りっぽい、乱暴、破壊的といった状態になる場合があります。

特に虐待を受け続けていた子どもが、親から切り離されて養護施設に移されたりした場合に、施設の職員に対して不従順、攻撃的といった行動に出てくるのがよくあります。職員を挑発するようなことを言ったりしたりすることが珍しくないのです。そこで虐待を受けた子どもの心理をきちんと理解していないと、こんな子だから虐待を受けても当然だ、悪いのは子どもの方だろうと思ってしまうのです。しかしそれはとんでもない誤解で、慢性的に虐待を受けている子どもは、親に限らずどんな大人も、いくら優しくしてくれてもきつとあるとき突然虐待してくると思込んでいます。だからいつ虐待されるか、暴力を振られるかと不安で落ち着かない、それならさつさと殴ってくれたほうがいいとすら思うのです。そこで子どもは大人を挑発するわけで、それによってしまうとならば大人はそうなんだと変な安心感を与えることになり、子どもの心の傷がよりいっそう深くなります。そして、子どもとの関係は結ばなくなるわけです。同じ大人でも子どもに暴力を振るわないう大人もいるんだということが、虐待を受けてきた子どもに実感としてわかるまで、周囲の大人はずっと耐えないといけません。

また、人は信用できないので孤立しているのが一番だと思うために、人と関係が結び難く孤立しがちです。例えば診察室で親から離れてしまっても心配そうにしたり、不安そうな表情をしたりするということがないのです。それから学校にいるときだけ幸せそうにしているのも特徴です。他人の注目や行為、または食物に村して異常に執着したり、物を盗んだり嘘をついたりする、家に帰りたがらない、連絡のない欠席が多かったりします。

精神運動発達面に遅れがみられるのも特徴です。精神・行動面の特徴としてこういったことがあげられます。

2) 養育拒否 / 保護の怠慢 (ネグレクト) の場合の所見

a) 身体所見

ネグレクトの場合というのは、まともに衣食住の世話をしてもらえないわけですから、栄養状態が悪く、体重、身長が増加がよくないわけです。それから慢性的に疲れている、衛生状態がよくない、服装も薄汚い。そのわりには親はこざい格好をしているという場合は怪しいですね。また、病気になっても適切な治療を受けさせてもらっていない、慢性疾患があっても治療を受けずに放置されているというような状態がみられます。

b) 精神行動面の所見

身体面以外にも精神運動発達 (言語や知能 運動能力) に遅れがみられます。異食 (ゴミをあさる、給食の残飯をあさる)、過食 (給食のときなどむさぼるように食べて、おかわりを驚くほどする)、盗み食いをする。学校の欠席が多く、登校を親から止められていることもある、学校にいるときだけ幸せそうなのである、不当な役割を強いられている (親に盗み 物乞い 子守 家事労働をさせられたり、ときには親の世話をさせられたりする) という場合があります。

3) 心理的虐待の場合の所見

心理的虐待は、身体的虐待や性的虐待に伴うことがよくあります。身体的虐待をする場合には、だいたい子どもを非難するような言葉を同時に使うことが多いので心理的虐待を伴う場合が多いですね。ですが身体的虐待や性的虐待がなく心理的虐待だけの場合ももちろんあります。

心理的虐待の場合、身体障害や慢性疾患、問題行動、情緒障害、遺糞、遺尿などがおこることがあります。就学前の子どもだと心理的虐待だけでも成長障害や発達障害が起きることがあります。養育者にまわりついて不安で離れることができなかつたり、逆に養育者をあからさまに恐がったりする場合があります。虐待を受けていても養育者から見捨てられるという不安が強い場合には、まといついて離れることを嫌がる場合があります、そのことでうさがられてかえって虐待を招くのです。年長児の場合も就学前の子どもと同様ですけれども、もっとはっきりした精神科的障害が出る場合があります。いろんな情動障害や情緒障害といわれるようなものです。人に対して無遠慮で異常に迎合的な行動や、逆に警戒的な態度を取ったり、学校にいるときだけ幸せそうなのであつたりします。また、たえず罵られダメ奴だといわれ続けているわけですから、自分はダメなんだ悪い子なんだと自己評価が下がっていきます。人間は何か理解に苦しむような出来事にぶつかると、原因とか理由を知りたいがります。原因や理由がわからないと人間は気持ちが落ち着きませんからたえず探ろうとするのですが、虐待されている子どもも「なぜ自分はこういう目にあうのか」と考えるわけです。そのときに自分を納得させる理由として、自分が悪いからだ、自分が虐待に値する人間だからだと思いついてしまふのです。心理的虐待以外の虐待でもそうなのですが、自己評価が下がっていくというのは非常に大きな問題です。

4) 性的虐待の場合の所見

性的虐待を受けている場合には、外からみて発見するのはなかなか難しいですね。身体的には必ずしも特別な変化は現れません。行動上の特徴から性的虐待を疑うということがいくつかいわれています。例えば、大人びた行動や、露骨な性行動がみられる。その年齢の子どもではとてもここまで性的な話ができないはず、性的な行動ができないはずなのにそういう行動がみられる場合や、人前で自慰行為をしたり、他の子どもを強引に性的遊戯に誘ったりするなどで、異常に迎合的な行動や警戒的な態度をとる。誰も信用しようとしなく、八つ当たり的な攻撃的行動をとったり、ひどい癪癢を起こしたりする。あるいは無関心を装ったり、どうでも良いという態度を示したりする。学校にいるときだけ幸せそうなのであるなどです。

どの虐待も、学校にいるときだけ幸せそうなようすであるというのが特徴ですから、学校では、虐待についての知識を持っていないと気がつかれないことが多いですね。こんな元気で明るい子どもが...と思ってしまう。また、校内に友達が少なく学校の活動に参加しない、医学的に説明がつかない腹痛を訴える、拒食や過食など食事に関する問題がある、恐怖感、睡眠障害、夜尿、悪夢などがある、家出を繰り返すのも特徴です。特に中学生以降の女子の家出とか自傷、自殺企図というのは要注意です。家出を繰り返す子どもではっきりした理由をいわない場合には、性的虐待のことも考えに入れておかないといけません。家出だけでなく、非行に走る女の子の中に性的虐待の被害者が多いというのはアメリカでよく言われていることですし、日本で少しずつそういうことが明らかになってきています。性的虐待の所見には、「精神科で「うつ状態」「境界性人格障害」の診断を受けていることがある、妊娠するが父親がわからない、性病にかかっているなどがあげられます。

身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、それぞれの特徴的な所見として今まで述べたことが言われているわけです。しかし何度も言いますが、これらがあるから虐待とは限らないし、ないからといって虐待ではないと安心してはいけません。

3. 養育者の態度

加害者となる養育者の態度ですが、これもこういう態度があるからといって虐待しているとは限らないし、ないからといって虐待していないとはいえないわけです。養育者の態度としていくつか特徴的なことが明らかになっています。

子どもの症状発現から病院に連れていくまでの時間が長すぎる場合です。普通これくらいのけがとか意識障害があったら、当然もっと早く救急車を呼ぶとか病院に連れていくなどしているはずなのに、ずいぶん長い時間がかかっている場合です。既往歴や病歴を聴いていくと不自然な説明や矛盾が多く、それを追及していくと説明がコロコロ変わる。あまり追及されるとさっさと子どもを連れて帰ってしまったり、あるいは二度とその病院に現れなかったりします。

それから、けがを兄弟や第三者のせいにする。状況認識が事の重大さにそぐわない。大けがをしても親が無関心であったり、あまり重大に思っていなかったりする。診断のための検査を拒否するとか、他人に対して疑惑や反感を抱くことが多い。後ろめたいからだと思いますけれども、病院であれば医者とか看護婦に対して疑惑や反感を抱くことが多いです。また、特定の医療機関と信頼関係を結ばず、いくつかの医療機関を渡り歩いたりもします。

子どもの一般的な正常発達がわかっておらず、説明しても理解できない。子どもに依存したり、子どもが期待に応えないとイライラしてあたったり、まだとてもそんなことはできない年齢なのに、字を教えて憶えないからといって暴力を振るうなど、年齢不相応な過剰な期待をかけていることもよくあります。それから、間接的な方法で援助を求めることもあります。軽微な症状で繰り返し子どもを病院に連れて行き、軽症でも入院が必要だと主張し、かなえられないと不幸な表情になります。自分自身が虐待を行なっている、そのことに対してある程度認識があり、このままではいけないと莫然と思っている場合には、こういう間接的な方法で援助を求めてくる場合があります。

また、子どもをそのまま受け入れられず、特に障害を持って生まれた子どもの場合、期待は

ずれ」「みにくい」「可愛くない」と思ってしまうと虐待に発展する場合があります。子どもにあからさまな敵対心を抱いて、感情のコントロールができなかったり、親のほうで衝動を抑制できない、養育態度が厳しく、体罰をくわえたりします。養育態度が一貫しないで、子どもが養育者の期待や思惑通りに行動しないと脅したり罰したりすることもあります。子どもへの愛情や関心が薄く、抱かない、あやさない、無視するなど、生活や気持ちにゆとりがないなどが、虐待をしている養育者の特徴として指摘されています。

4．危険因子

これは、過去のいくつかの調査に基づいて、虐待のケースに比較的好く認められる特徴を列挙したものです。危険因子が多ければ多いほど虐待を強く疑うようになります。

1) 養育者側の危険因子

- 低所得で経済的に不安定である。
- 孤立した家庭であり、夫や親族の手助けがない。

孤立した家庭というのが特徴的であり、虐待する人に共通します。例えば、祖父や祖母がいないとか、いても遠く離れたところにいる。勘当同然で故郷から出てきており、いまさら相談することができない。近所づきあいもなく、身近に子育てや育児の相談や愚痴をこぼす人がいない。特に虐待する人として一番多い実母の場合、夫のサポートもなく、相談しても疲れたとか面倒臭いとか言って避けられてしまって、母親だけが孤立してしまうと非常に危ないですね。

- 夫婦の仲が悪く、暴力沙汰が多い。
- 虐待する養育者自身が幼少時に虐待や長期の分離を体験している。

これも非常に特徴的です。虐待している人自身の子どもころのことを聞くと、その人自身が虐待を受けて育ったとか、虐待ではなくても愛着関係ができる幼いときに、入院した養護施設に預けられたりして、長期の分離体験があったということがよく指摘されています。自分はどういうふう育てられたんだから、子どもにも同じようにして当然なんだと思い込んでいる人もいます。ですから、虐待が連鎖するとか、虐待の世代間伝達とか言われますが、虐待を受けた子どもが大人になって、今度は自分の子どもを虐待することがあります。虐待を受けた子どもが虐待者になるのはごく一部ですが、現に虐待している親の子どもの頃のことを聞くと、虐待を受けていたという人は多いですね。

- 酒や薬物を乱用する。
- 養育者の年齢が低く(20歳未満)、養育の知識が不十分。
- 養育者の要求や期待と子どもの実際の発達不一致。
- 望まぬ出産や計画外の出産である。
- 育児不安が高く、育児を楽しめない。
- 多子であるなど、育児負担が大きすぎる。
- 住宅事情が悪い。
- 他の兄弟姉妹に虐待を受けている子どもがいる。

2) 子どもの側の危険因子

- 未熟児 (低体重出生児)である。
- 多胎児である (双子や三つ子)。
- 新生児期に健康上の問題を持つ場合, しょっちゅう病院通いや看病をしないとけないので息が詰まってしまう
- 発育, 発達が遅れていたり, 病弱であったり, 先天的な異常 障害がある場合。

重度の場合は現実を直視しやすいので, それほど現実の状態とかけはなれた要求水準を持たないのですが, 障害が軽い場合には期待をかけすぎて, 現実とのギャップが大きくなると虐待になる場合があります。

子どもに発達障害がある場合, やはり虐待のリスクが高くなるのですが, その中でも特に 多動性障害, の子どもに注意が必要です。落ち着きがない, 注意集中時間が短くて, すぐいろいろなことに気が散ってしまう あるいは衝動的にまわりの子どもに手を出したり, 足を出したりして, 親の虐待を招きやすいのです。逆に親の虐待を受けるとますます落ちつきがなくなって, また親の虐待を招いてしまうといふ悪循環におちいってしまいます。

実は多動性障害についての理解は, 親も学校もまだまだ非常に乏しい。多動性障害の発生率は100人に2人くらいといわれていて, ずいぶん多いはずなのです。ところが実際に, 我々の所に登場する多動性障害の子どもは本当に少ないのです。では他の子どもはどうしているのかというと, 多分これは私の想像ですが, 親の躰が悪い, あるいは小学校であれば, 担任の力量が足らずちゃんとその子どもをコントロールできないと見られているのではと思います。どちらもいわれのない非難を受けているわけで, 気の毒なことだと思います。ですから学校現場で多動性障害についての理解をきちんと持っていただいて, 親に村して, それは親の躰が悪いのではなくて, この子が発達上の問題を抱えているからなんだ, だからそれに対してこうしような育て方をしていったらいいんだなど, アドバイスをしていかないといけませんね。

それから発達障害の中でもまだあまり知られていないものにアスペルガー症候群があります。これは比較的最近注目されるようになった発達障害で, 簡単にいうと自閉症の特殊型のようなものです。いわゆる自閉症と違うのは, 言葉の発達には一見ほとんど遅れがないことと, 知的には正常知能あるいは優秀知能であること (もちろん自閉症の中の4分の1は正常知能ですけれども) です。正常知能に加えて, 話し言葉の発達が一見遅れていないので, ごく普通の子どものように思われるんですが, 自閉症と共通する問題, 対人関係とコミュニケーションの発達障害があるわけです。人と関係を結びにくい, 相手の気持ちを理解できない, 相手の立場とか状況を理解して行動できないわけですから, 非常に自己中心的行動が目立つ。それで, クラスの中でトラブルを招きやすいわけですね。そういう子どもは, 親との関係でも, 何度いわれても同じことをして親を困らせたり怒らせたりする, あるいは非常に自己中心的な言動が多いとかで親に叱られることが多い。そこで, 親が体罰に走ってしまう。そして, それが虐待へと発展していく場合があります。

- 幼少期に長期分離を経験しているとか, 長い間保育器や新生児集中治療室に入っていたりした子ども。
- 親子の絆の形成が妨げられた子ども。普通子どもは生後6カ月から1歳半くらいの間に特定の大人, 普通は母親に村してアタッチメント (愛着) を形成します。けれどもそういう時期, あるいはそれより先少し後にわたって親子が離れて暮らすことになると, アタッチメントが親子の間で形成されず, そのことが虐待のリスクファクターになります。

- ▶ 他児と違う子ども,他児より手がかかる子ども(体重増加不良,夜泣き,離乳がうまくいかない,すく風邪をひく)。
- ▶ 過食,拒食,よくくずる,かんしゃく持ち,寝つきが悪い,頭を打ちつける,反抗的,多動,その他行動上の問題がある。

こういう行動上の問題があると虐待を受けやすいですし,虐待を受けることによってさらに問題行動が出てくることになり,悪循環になりやすいのです。こういった養育者の側,子どもの側のリスクファクターがたくさんあれば,虐待をますます頭において,もっと詳しく家庭状況とか子どもの話を聞かないといけませんね。

5. 虐待問題のむずかしさ

児童相談所は虐待問題について中心的な役割を持つ機関であり,強大な権限を持っています。一番強力な権限は,児童相談所の所長の判断で子どもを緊急に一時的に保護することができること(緊急一時保護の権限)です。これは本人がいやといっても,親が渡さないといっても子どもを保護することのできる強力な権限です。その他に児童福祉施設に措置する権限や,親権を奪うことを家庭裁判所に請求する権限もあります。

ところが,児童相談所は,虐待については通告がないと動けない機関であり,通告があつて初めて虐待に取り組みめるのです。しかし通告があつても,調査を始めるのはなかなか困難です。というのは,ふつう児童相談所には親の方から相談するわけですが,虐待している親には自分から相談しようという意思がないことが多く,そういう場合に調査を始めるのは大変難しいわけです。法的には,児童福祉法で立ち入り調査権が認められているのですが,親との関係がこじれてしまうと,そのあと話が進まなくなってしまうことがあるため,この立ち入り調査権は使われないことが多く,なかなか現実には動きづらいものがあります。

もう1つの問題は,虐待に対応するケースワーカーに,専門的な知識と経験が乏しいことです。児童相談所のたいていのケースワーカーは,専門職ではなく事務職で,突然の人事異動で配置され,慣れたところに再び転勤することが多く,せっかく蓄積された知識や経験が継承されにくいという難しさがあります。その問題を解決するためにはケースワーカーを専門職採用しなければなりません。またケースワーカー個人によっても差が大きく,どのケースワーカーに当たるかによって明暗が分かれることもあるのです。

このように児童相談所は非常に重要な立場にあるわけですが,いろいろな問題点を抱えており,虐待問題を難しくしているといえます。

しかしここ数年の間に「虐待に対する取り組み」は全国的に進展しています。各地に虐待問題に関する関係者のネットワークが作られていて,知識と経験は確実に蓄積されてきています。これからは児童相談所ばかりに頼らずに,ネットワークという形で動くことによっていくつかの問題点を克服できるでしょう。

そして虐待問題に取り組むときに大事なものは,単独で当たらないことです。チームを作って,たえずカンファレンスを行ないながら対応していくことが原則です。できるだけたくさんの方が集まって任務分担を決めて対応をしていくこと,一定時間が経過すればまたカンファレンスを開い

て対応することが大事です。

児童相談所では、通告を受けて調査をしたら、その親と子どもにどういった援助をしていくかということを考えていくわけですが、援助の手段についても他の機関にはないたくさんの方を持っています。まず児童相談所自身が心理判定員や心理治療員を持っていますし、京都市の場合ですと、児童相談所がある児童福祉センターの中に情緒障害児短期治療施設という児童福祉施設を持っています。その他にも里親に預けるとか児童養護施設に措置するといった権限もすべて児童相談所が持っていますから、どういった援助をしていくかというところは児童相談所が中心になって進めていかなるを得ないわけです。

学校などでは関係者がネットワークを組んで、児童相談所を活用していくということがぜひとも必要です。腰の重いケースワーカーもいるでしょうから、学校サイドからカンファレンスの開催要求をして、多くの関係者の目でケースを見ることも必要でしょう。

全国的に虐待問題に関する認識が高まっていく中で、1997年に児童福祉法が改正され1998年度から施行されているわけですが、虐待に関する条文は全然改正されませんでした。ところが厚生省の児童家庭局長から通知がいくつか出されたのです。それは児童虐待に関する厚生省の見解の一部を180度転換した重要な通知なのです。

「保護者に監護させることが不相当であると認める児童」(児童福祉法第25条)や、「保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合」(児童福祉法第28条)には第27条や第28条に定める措置をとることになっています。第27条というのは、普通に里親に預けたり、児童福祉施設に措置したりすることに関する条文です。ただし第27条の4項の4で、「例えば児童福祉施設に措置する場合ですが、親権を行う者又は後見人の意に反してこれを行うことができない」- -施設措置する場合、親が反対したらできないというのが第27条なのです。ふつう虐待を受けている子どもを虐待している親から離して児童養護施設に措置する場合、自分の手元から子どもが切り離されることについて親はなかなか承知しません。虐待を認めていないこともよくありますから、消極的です。そうすると、第27条で施設に入れることはできなくなってしまうわけです。しかし、家庭に置いておくとこの子の命は危ないので施設に入所させなければならないという場合には、第28条を使うんですね。従来はほとんど使われていなかったのですが、特に弁護士サイドから第28条を積極的に使うノウハウが提供されて、最近ではこの第28条が積極的に使われるようになりました。これは家庭裁判所に許可を求め、家庭裁判所が許可をしたら、親が反対していても児童福祉施設に措置できるというものです。今まで児童相談所は積極的にこの条文を使ってこなかったのですが、この局長通知では、もっと積極的に使うようにということなのです。

それからこの通知にはもう1つ重要なポイントがあります。例えば一時保護した場合や第28条で施設に措置した場合、職員が手薄になる夜中などに親が怒鳴り込んで子どもの引き取り要求を強硬にする場合、これまでは子どもを引き渡さざるを得ないというのが厚生省の見解だったのです。これまで、厚生省は第28条の家庭裁判所の許可を得て措置した場合でも、親が強引に引き取りに来たら対抗できないという法解釈をしていたのです。ところが、児童の一時保護等について(法第33条関係)の(2)保護者等の同意が得られずに行った一時保護等について、保護者が児童の引き取りを求めてきた場合には、「これを拒むこと」、場合によっては事前に警察と協議を行って、警察の力を使ってでも親の引き取りを拒めというのが今度の厚生省の方針なのです。法第28条による家庭裁判所の承認があった以上、児童福祉施設の長に与えられた監護権

が保護者等の監護権に優先することになるので、これを拒むことと、強引な引き取りに対しては警察力を使ってでもこれを拒めという通知を出してきたのです。これまでは返さざるを得ないと厚生省が言っていたものですから、そういう解釈に従わざるを得なかったのです。ところが驚いたことに、厚生省が通知1枚で法解釈を180度変えれば、これでもう通ってしまう何か変な話ですけども、当然といえば当然ですよ。家裁の許可を得て入所させているのだから、親が強引に引き取りにきても、それなりの条件がそろわないと当然返すべきではなく、親からの要求はつっぱねるべきです。従来は返すときにはその施設長の判断でしていたわけです。施設長の判断ではなくて、措置した児童相談所の判断を待って措置解除を行ってからでないかと親のもとへ返してはいけない、とらことで整理がされたわけです。

それから、ぜひとも知っておいていただきたい通知に、要保護児童発見者の通告義務について「があります。職務上虐待等を受けている児童を発見しやすい立場にあるものに対し、一層の注意を喚起するよう広報・啓発活動の充実に努められたいということで、一応職業を一定特定した通知を出しました。その中には、教職員等の学校教育・社会教育関係者もはいています。これらの職業の人は虐待を発見しやすい立場にあります。今日までご存じなかった方は、こういう条文があることをまずご理解いただいて、児童相談所が通告先だということを認識していただき、それから児童相談所が必ずしも期待通りの動き方をしない場合があり、そういう場合には学校長を通してカンファレンスの開催要求をするなどを積極的にやっていただくほうがいいだろうと私は思います。

虐待の子どもと親の心理状態というのは独特なものがありますので、それを理解した上で子どもや親に対応していただきたいと思います。もっと詳しいことは西澤哲さんの『子どものトラウマ』（講談社現代新書）や、私たちが翻訳したジョーゲンセンの『虐待される子どもたち』（偲和書店）をご一読なさってください。